

## 議題 1（委員会決裁事項（規則第 3 条第 6 号））

### 知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により知事から意見を求められた令和 5 年 9 月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第 5 条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第 7 条第 2 項に基づき承認する。

令和 5 年 9 月 25 日

大阪府教育委員会

#### ○予算案

- 1 令和 5 年度大阪府一般会計補正予算（第 3 号）の件（教育委員会関係部分）

#### ○条例案

- 1 大阪府宿泊税条例の一部を改正する条例の件
- 2 大阪府立学校条例の一部を改正する条例の件

#### <参考>

##### ○大阪府教育委員会事務決裁規則

（事務の専決及び代決）

第 5 条 第 3 条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

（専決した事項等の報告）

第 7 条 （略）

- 2 第 5 条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

## 教育庁 令和5年度一般会計補正予算案（第3号）の概要

一般会計	補正予算案額	33億5,192万9千円
	現計予算額	5,452億 545万6千円
	補正後予算案額	5,485億5,738万5千円

### 〔 一 般 会 計 〕

上段 令和5年度補正予算案額  
 中段 令和5年度現計予算額  
 下段 令和5年度補正後予算案額

事業名	事業費	事業内容の説明
府立学校スマートスクール 推進事業費	29億839万7千円 29億227万6千円 58億1,067万3千円	新型コロナウイルス感染拡大を含む非常時に対し、全ての府立高校において、ICTを活用した非接触型学習に対応できる環境を構築する。 ○令和4年度に実施した電子黒板のモデル導入（30校）の実施結果を踏まえ、一人一台端末のさらなる活用促進のため、府立高校の全てのHR教室及び展開教室（※）に電子黒板を設置する。 ○工業系高校におけるオンライン空間やバーチャル空間を活用した非接触型学習の充実を図るため、VRゴーグル等の導入やオンライン実習室を新たに整備する。 ○視覚・聴覚障がい生徒にも一人一台端末を活用した学習機会を保障するため、点字ディスプレイ等を導入する。 ※「展開教室」とは習熟度別・少人数指導で授業を行っている教室
校舎等維持補修費	4億678万8千円 5億7,340万6千円 9億8,019万4千円	府立学校のトイレの洋式化及び小便器の自動洗浄化を行い、感染症等の衛生対策を講じることで、学習環境の改善を図る。
2025年日本国際博覧会 児童生徒招待事業費	3,674万4千円 — 3,674万4千円	万博会場で未来社会の革新的な技術やサービスを直に体験してもらい、将来に向けた夢と希望を感じてもらえるよう、府内の小・中・高等学校等に通う児童・生徒を学校教育活動の一環として、学校単位で万博に招待する。 ○児童・生徒の入場料にかかる債務負担行為の設定：1,200,473千円 ○団体申込やバス等各種手配・運営業務委託：213,267千円 【令和5年度：36,744千円、令和6～7年度：176,523千円】  <債務負担行為：令和5～7年度 1,376,996千円>

○条例案

番号	件名	概要
1	大阪府宿泊税条例の一部を改正する条例の件	<p>令和7年4月1日から同年10月31日までの期間において、修学旅行生等に対する宿泊税を免除する旨の規定を追加する。</p> <p>施行日：令和7年4月1日</p>
2	大阪府立学校条例の一部を改正する条例の件	<p>「府立支援学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」に基づき、大阪府立出来島支援学校を設置する。</p> <p>施行日：令和6年1月1日</p>

大阪府条例第 号

大阪府宿泊税条例の一部を改正する条例

大阪府宿泊税条例（平成二十八年大阪府条例第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 17 (略)</p> <p>8 (二千二十五年日本国際博覧会の開催に伴う課税免除)</p> <p>次に掲げる者のホテル等における宿泊が、令和七年四月一日から同年十月三十一日までの間に行われた場合には、第四条の規定にかかわらず、その宿泊者に対しては、宿泊税を課さない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条に規定する学校（大学を除く。以下「学校」という。）の幼児、児童、生徒又は学生であつて、当該学校が主催する修学旅行（学習指導要領に定める学校行事その他これに準ずるものを含む。以下「修学旅行等」という。）に参加しているもの</p> <p>二 学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校（同法第二百五条第一項に規定する高等課程に係るものに限る。以下「高等専修学校」という。）の生徒であつて、高等専修学校が主催する修学旅行等に参加しているもの</p> <p>三 次に掲げる施設の幼児であつて、当該施設が主催する修学旅行等に参加しているもの</p> <p>イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定子ども園</p> <p>ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第二項に規定する保育所</p> <p>ハ 児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業又は同条第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設</p> <p>ニ 児童福祉法第五十九条の二の規定による届出をした認可外保育施設</p> <p>四 前三号に規定する学校、高等専修学校又は施設が主催する修学旅行等の引率者</p>	<p>附 則</p> <p>1 17 (略)</p>

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府立学校条例の一部を改正する条例

大阪府立学校条例（平成二十四年大阪府条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第三（第四条関係）		別表第三（第四条関係）	
名 称	位 置	名 称	位 置
(略)	(略)	(略)	(略)
大阪府立東淀川支 援学校	(略)	大阪府立東淀川支 援学校	(略)
大阪府立出来島支 援学校	大阪市西淀川区出 来島三丁目		
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和六年一月一日から施行する。